
金融商品取引法等の改正に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正等について

日証協 平成 26 年 2 月 5 日

本協会では、本年 2 月 5 日付けで決議された持回り自主規制会議において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 26 年 4 月 1 日施行の金融商品取引法等の改正において、投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の対象となることに伴い、本協会の自主規制規則のうち、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」について所要の見直しを行うためのものである。

本規則改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

金融商品取引法等の改正に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について

平成 26 年 2 月 5 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 26 年 4 月 1 日施行の改正金融商品取引法等において、上場投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の適用対象となる。

これに伴い、本協会の自主規制規則のうち、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」について所要の見直しを行うため、これらの規則の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

インサイダー取引規制の「会社関係者」の範囲に、上場投資法人、その資産運用会社及びその親会社その他の特定関係法人の関係者等が新たに追加されることから、次に掲げる者に該当する顧客について内部者登録カードの整備対象者として追加する。

- ① 上場投資法人等の執行役員又は監督役員（第 15 条第 1 項第 1 号ロ）
- ② 上場投資法人等の資産運用会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。）（第 15 条第 1 項第 1 号ハ）
- ③ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員（第 15 条第 1 項第 2 号ロ）
- ④ 上記①から③に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者（第 15 条第 1 項第 3 号）
- ⑤ 上記①又は②に掲げる者の配偶者及び同居者（第 15 条第 1 項第 4 号）
- ⑥ 上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者（第 15 条第 1 項第 5 号）
- ⑦ 上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第 15 条第 1 項第 6 号）
- ⑧ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者（第 15 条第 1 項第 7 号）
- ⑨ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第 15 条第 1 項第 8 号）
- ⑩ 上場投資法人等の主な特定関係法人（第 15 条第 1 項第 9 号）

(2)「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正

第34条及び第34条の2の適用対象に投資証券である不動産投資信託証券を加えるとともに、所要の規定の整備を図ることとする。(第34条第1項、第34条の2第2項第2号)

(3)「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正

金融商品取引法に今般新たに設けられる、投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集をインサイダー取引規制における重要事実(決定事実)として挙げる規定の条文番号を、この規則における「募集」の定義に加えることとする。(第1条)

3. 施行の時期

この改正は、平成26年4月1日から施行し、このうち2.(2)「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正については、同日以後、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用することとする。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

・「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

・・・自主規制企画部 TEL:03-3667-8470

・「有価証券の引受け等に関する規則」

・「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」

・・・エクイティ市場部 TEL:03-3667-8647

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 5 日

(下線部分変更)

新	旧
(内部者登録カードの整備等) 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、<u>次の各号に掲げる者</u>（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。 1 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。） ロ <u>上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員</u> ハ <u>上場投資法人等の資産運用会社（投信法第 2 条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員</u> 2 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員 ロ <u>主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものをいう。以下同じ。）の役員</u> 3 <u>前 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者</u> 4 <u>第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者</u> 5 <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者</u> 6 <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</u> 7 <u>上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は</u>	(内部者登録カードの整備等) 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、<u>次に掲げる者</u>（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。 (新 設) 1 <u>上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）</u> (新 設) (新 設) (新 設) 2 <u>上場会社等の親会社又は主な子会社の役員</u> (新 設) 3 <u>第 1 号及び第 2 号の役員でなくなった後 1 年以内の者</u> 4 <u>上場会社等の役員の配偶者及び同居者</u> 5 <u>上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u> 6 <u>上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</u> 7 <u>上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人</u>

新	旧
<u>主な特定関係法人</u>の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 8 上場会社等の親会社<u>若しくは</u>主な子会社<u>又は</u>主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。） 9 上場会社等の親会社<u>若しくは</u>主な子会社<u>又は</u>主な特定関係法人 10 （ 現行どおり ） 2 ） （ 現行どおり ） 7	その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 8 上場会社等の親会社<u>又は</u>主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（<u>前7号</u>を除く。） 9 上場会社等の親会社<u>又は</u>主な子会社 10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。） 2 ） （ 省 略 ） 7
付 則 この改正は、平成26年4月1日から施行する。	

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 5 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券にあっては、<u>金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。</u>）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 2 ） （ 現行どおり ） 4 (情報漏えい等の場合の取扱い) 第 34 条の 2 （ 現行どおり ） 2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。 1 （ 現行どおり ） 2 当該上場発行者の株価又は不動産投資信託証券（<u>金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。</u>）の価格に大幅な下落が認められた場合	(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 2 ） （ 省 略 ） 4 (情報漏えい等の場合の取扱い) 第 34 条の 2 （ 省 略 ） 2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。 1 （ 省 略 ） 2 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合
付 則	
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 5 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。 付 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

以 上